

令和8年6月1日

関係団体（別添）各位

警察庁警備局警備企画課長	蔵原 智行
警察庁警備局公安課長	重久 真毅
警察庁生活安全局保安課長	保坂 啓介
消費者庁取引対策課取引デジタルプラットフォーム消費者保護室長	落合 英紀
経済産業省産業保安・安全グループ鉱山・火薬類監理官	佐藤 努
経済産業省製造産業局素材産業課長	土屋 博史
経済産業省商務・サービスグループ流通政策課長	平林 孝之
経済産業省製造産業局生活製品課住宅産業室長	潮崎 雄治

フラッシュコットン等の管理強化について（依頼）

手品や化学実験で使用されるフラッシュコットン、フラッシュペーパー、フラッシュストリングス等のニトロセルロース製品については、たとえ少量であっても、加熱、衝撃、摩擦等により発火し、爆発することがあります。

このため、これらの製品を取り扱う事業者及び消費者の皆さまにおかれては、法令の規定に基づき、事故や災害を防止するために必要な措置を確実に講じていただくことが必要です。

また、フラッシュコットン等の製品をテロや犯罪に用いられることのないようにする観点からは、販売時に人定事項や購入目的を確認する措置を講じていただくことが大変効果的です。

そこで、フラッシュコットン等の管理強化について、下記のとおり、会員事業者等の皆さまに周知・要請いただくようお願いいたします。

記

1 流通全般及び消費における措置

現在、フラッシュコットン、フラッシュペーパー、フラッシュストリングス等のうち、窒素量 12%以上のニトロセルロースを含む製品を流通させる際には、23%以上の水分又はアルコール等の溶剤で湿潤状態にし、かつ、その状態を維持する措置をとることにより自然に爆発し得ないようにすることとされています。それらのニトロセルロース製品が乾燥状態となれば、火薬類取締法

（昭和 25 年法律第 149 号）第 2 条第 1 項第 2 号ハの「爆発の用途に供せられるその他の硝酸エステル」に該当することとなり、製造、販売、譲渡、譲受け、輸入等の許可を受けない者は、法令に基づく場合を除き、所持してはならないこととされています。

また、法令に基づく場合を除き、「爆発の用途に供せられるその他の硝酸エステル」に該当する性状の製品を許可なく消費（使用）してはならないこととされています。

このため、特に許可のない事業者及び消費者の皆さまにおかれては、流通全般及び消費においてこれらの製品を確実に湿潤状態に保ち、決して乾燥させないようにすることを徹底願います。

2 販売時の措置

フラッシュコットン、フラッシュペーパー、フラッシュストリングス等のニトロセルロース製品がテロや犯罪に悪用されないようにするためには、適正に管理することができないと思われる顧客に商品を販売しないようにすることが極めて重要です。

そこで、販売事業者の皆さまにおかれては、販売に際し、身分証等により顧客の特定事項を確認したり、製品の購入目的を聴取したりすることにより、適正な販売に努めていただくほか、顧客に不審な動向を認めた場合には、速やかに管轄の警察へ通報することをお願いします。

この点、顧客と対面しないインターネット通信販売では、商品を大量に購入しようとする、他にもテロや犯罪に悪用可能な材料を購入しているなどの点に留意して販売の適否を判断したり、判断が困難であれば爆発物になり得るものとしてこれら製品の販売や出品を見合わせたりするなど、適切な対応をお願いします。

以 上

別添（関係団体）

アジアインターネット日本連盟

一般社団法人新経済連盟

一般社団法人日本ＤＩＹ・ホームセンター協会

一般社団法人日本ボランティアチェーン協会

一般社団法人日本専門店協会

公益社団法人日本通信販売協会

公益社団法人全国火薬類保安協会

日本火薬卸売業会

公益社団法人日本奇術協会